

特定非営利活動法人（NPO法人）の法人市民税の減免について

◆ 非営利活動事業のほかに（同時に）収益事業を行っていない場合

・収益事業がないことを証明すれば法人市民税は課税されません。

【提出書類】

- ①法人市民税確定申告書〈第20号様式〉
- ②市税減免申請書〈様式第61号〉
- ③事業収支の決算書等（直近のもの）で収益事業がないことが確認できるもの

*税務署で申告の対象となるか相談いただき、事業内容が収益事業に該当しない（申告不要）と確認できた場合は、減免の申請を行ってください。

◆ 非営利活動事業のほかに（同時に）収益事業を行っているが、収益が赤字の場合

・収益事業の損金の額が益金の額を超えている（赤字である）ことを証明すれば設立から5年を経過する日の属する事業年度までに限って法人市民税は減免されます。

【提出書類】

- ①法人市民税確定申告書〈第20号様式〉
- ②市税減免申請書〈様式第61号〉
- ③法人税（国税）の確定申告書〈別表一〉のコピー（税務署へ申告した書類の写しのことです）

*収益事業を行っていますので、収益が赤字の場合でも必ず税務署へ法人税の申告をしてください。

◆ 非営利活動事業のほかに（同時に）収益事業を行っていて、収益が黒字の場合

・減免対象となりません。法人市民税が課税されます。（均等割額及び法人税割額）

【提出書類】

- ①法人市民税確定申告書〈第20号様式〉

*収益事業を行っている場合は、必ず税務署へ法人税の申告をしてください。

共通事項

・法人設立（設置）異動等申告書（NPO法人を設立したことを市役所へ届出するための書類）を提出していない場合は、至急提出してください。なお、提出の際は、法人登記簿謄本と定款のコピーを添付してください。

※上記のケースに該当しない場合または、不明な点がありましたらお問い合わせください。